

令和2年(2020年)3月9日

施設長様  
事業所管理者様

姫路市障害福祉課長

新型コロナウイルス感染拡大防止のための留意点について

社会福祉施設等が提供する各種サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要であります。

この度、厚生労働省より、社会福祉施設等において感染が疑われる者が発生した場合における留意事項を整理したものについて送付がありましたので、下記のとおり通知します。

記

1 厚生労働省事務連絡(令和2年3月6日付)

「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」

別紙

「社会福祉施設等(入所施設・居住系サービスに限る。)において新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合の対応について」※対象:入所施設・居住系事業所

「社会福祉施設等(通所・短期入所等)において新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合の対応について」※対象:通所・短期入所・居宅介護等事業所  
厚生労働省事務連絡(令和2年3月6日付)

「社会福祉施設等職員に対する「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」の周知について」

厚生労働省事務連絡(令和2年2月20日付)

「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第2報)」

なお、感染の疑いがない場合は、別添のとおり扱いとします。

問い合わせ先

姫路市障害福祉課管理担当

電話:079-221-2454/ファクス:079-221-2374